



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
9月9日
第341号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 訓 令	
※滋賀県文書管理規程の一部改正 (県民活動生活課)	1
○ 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (医療福祉推進課)	4
介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定 (医療福祉推進課)	4
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課)	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課)	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出 (障害福祉課)	5
○ 公 告	
危険物取扱者保安講習実施公告 (防災危機管理局)	5
草津栗東行政事務組合の設置許可公告 (市町振興課)	6
令和4年度砂利採取業務主任者試験実施公告 (モノづくり振興課)	6
県営土地改良事業変更計画決定公告 (耕地課)	7
公共測量実施公告 (監理課)	7
公共測量終了公告 (監理課)	8
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	8
落札者決定の公告 (環境政策課)	8
○ 土 木 事 務 所 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (東近江)	9
○ 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令	
※滋賀県教育委員会事務処理規程の一部改正 (教育総務課)	9
※滋賀県立学校事務処理規程の一部改正 (教育総務課)	11
○ 労 働 委 員 会 訓 令	
※滋賀県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正	13

訓 令

滋賀県訓令第40号

滋賀県文書管理規程 (平成17年滋賀県訓令第14号) の一部を次のように改正する。

令和4年9月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

第27条第1項中「関係部課長」を「関係部課長等」に改め、同条第2項中「主務課長」を「主務課長等」に、「関係課長」を「関係課長等」に、「主務部課長」を「主務部課長等」に、「関係部課長」を「関係部課長等」に改め、同条第4項中「部課長は」を「部課長等は」に、「主務部課長」を「主務部課長等」に改める。

第28条第5項中「主務課長」を「主務課長等」に、「関係部課長」を「関係部課長等」に改める。

第42条第4項中「フラットファイル (別記様式第11号)」を「背見出しシール (別記様式第11号) およびフラット

ファイル等」に改め、同項ただし書を削り、同条第5項中「整理用文具」を「フラットファイル等」に改める。
別記様式第11号を次のように改める。

様式第11号(第42条関係)

分類 コード		
年 度		
ファイル 管理番号		
ファイル名		
事務所		
年度末 文書庫		
年度末 ファイル クローズ		
		
保存番号		
No.		

付 則

この訓令は、令和4年9月9日から施行する。

告 示

滋賀県告示第356号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年9月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
四季の郷短期入所生活介護事業所	近江八幡市十王町1061	社会福祉法人宝寿会 理事長 小野田元治	兵庫県神崎郡 神河町福本字 中茶屋山1241 番地3	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和4.9.1	2570401030

滋賀県告示第357号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の指定介護老人福祉施設として、次の施設を指定した。

令和4年9月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

施設の名称	施設の所在地	開設者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日	介護保険事業所番号
特別養護老人ホーム四季の郷	近江八幡市十王町1061	社会福祉法人宝寿会 理事長 小野田元治	兵庫県神崎郡 神河町福本字 中茶屋山1241 番地3	令和4.9.1	2570401030

滋賀県告示第358号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和4年9月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
PONYKIDS Plus	栗東市川辺195-4	株式会社TCJapan	栗東市六地藏31-6	放課後等デイサービス	令和4.9.1	2551200146

滋賀県告示第359号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和4年9月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
工房ふれっしゅ	彦根市賀田山町760-2	社会福祉法人ひかり福祉会	長浜市鳥羽上町68-1	就労継続支援B型	2510200237	令和4.8.31

滋賀県告示第360号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
とうじゅ薬局	高島市新旭町旭一丁目8-5	薬局	山川 邦之	令和4.8.1

滋賀県告示第361号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	廃止年月日
とうじゅ薬局	高島市新旭町旭一丁目8-5	薬局	令和4.7.31

公 告

危険物取扱者保安講習実施公告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和4年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

1 講習の種類

講習区分	危険物取扱者免状の種類
給油取扱所の危険物取扱者	甲種、乙種(第1類から第6類まで)、丙種
給油取扱所以外の危険物取扱者	甲種、乙種(第1類から第6類まで)、丙種

2 講習の日時および場所

(1) 給油取扱所の危険物取扱者を対象とした講習

日 時	講 習 場 所	
	会 場 名	所 在 地
10月7日(金)	9時30分~12時30分	ひこね市文化プラザ 彦根市野瀬町187-4
10月21日(金)	9時30分~12時30分	滋賀県立男女共同参画センター 近江八幡市鷹飼町80-4
10月28日(金)	9時30分~12時30分	滋賀県庁 大津市京町四丁目1番1号

(2) 給油取扱所以外の危険物取扱者を対象とした講習

日 時	講 習 場 所	
	会 場 名	所 在 地
10月4日(火)	13時30分~16時30分	滋賀県庁 大津市京町四丁目1番1号
10月7日(金)	13時30分~16時30分	ひこね市文化プラザ 彦根市野瀬町187-4
10月13日(木)	13時30分~16時30分	滋賀県立文化産業交流会館 米原市下多良二丁目137

10月18日(火)	13時30分～16時30分	野洲文化小劇場	野洲市小篠原2142
10月20日(木)	13時30分～16時30分	滋賀県立男女共同参画センター	近江八幡市鷹飼町80-4
10月21日(金)	13時30分～16時30分	滋賀県立男女共同参画センター	近江八幡市鷹飼町80-4
10月26日(水)	13時30分～16時30分	甲賀市碧水ホール	甲賀市水口町水口5671
10月28日(金)	13時30分～16時30分	滋賀県庁	大津市京町四丁目1番1号

- 3 受講対象者 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項または第2項の規定により講習を受けなければならない者
- 4 受講手続および受講手数料 受講申請書に所定の事項を記入の上、滋賀県収入証紙4,700円を貼り付け、5に示す受付期間中に6に示す受付場所に郵送により提出すること。
- 5 受講申請書の受付期間 令和4年9月12日(月)から同月20日(火)までとする(必着)。
- 6 受講申請書の受付場所 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会 〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館2階 電話 077-521-3921
- 7 その他 その他詳細については、6に示す受付場所に問い合わせること。

草津栗東行政事務組合の設置許可公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項の規定により、草津栗東行政事務組合の設置は、令和4年8月26日に許可した。

令和4年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

令和4年度砂利採取業務主任者試験実施公告

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定に基づき、令和4年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和4年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 試験日時 令和4年11月11日(金)午前10時から正午まで
- 2 試験場所 滋賀県庁新館7階大会議室(大津市京町四丁目1番1号)
- 3 試験科目
 - (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。)
- 4 出題形式 選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題10問(全問必須問題)および技術問題15問(7問の必須問題および8問から3問を選択して解答する選択問題)とする。
- 5 願書配布 令和4年10月3日(月)から滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課および各滋賀県合同庁舎(滋賀県総務部総務事務・厚生課南部総務経理係、甲賀総務経理係、東近江総務経理係、湖東総務経理係、湖北総務経理係、高島総務経理係)で配布する。

※ 願書は、県ホームページからダウンロードすることも可能とする(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302869/104051.html>)。
- 6 願書受付期間 令和4年10月3日(月)から令和4年10月31日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

郵送の場合は、令和4年10月31日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける(簡易書留とし、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験願書在中」と朱書すること。)

なお、令和4年11月4日(金)までに受験票が届かない場合は、7に示す問合せ先まで問い合わせること。
- 7 願書受付場所および問合せ先 滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3793
- 8 提出書類
 - (1) 受験願書 1通
 - (2) 受験整理票 1通

写真貼付欄に出願前6か月以内に撮影した手札サイズ(縦12センチメートル、横9センチメートル)の正面上半身脱帽時の写真を貼付すること(写真の裏面には、撮影年月日、氏名および年齢を記載すること。)
 - (3) 受験票 1通

住所欄および氏名欄を記入すること。受験票は手続完了後に郵送するので、あらかじめ出願者の宛名を記入の上、63円切手を貼付して提出すること。

※ 受験票を県ホームページからダウンロードして使用する場合は、所定の欄に記入の上、該当部分を切り取り、通常はがき裏面にのり付けをして提出すること。

9 受験手数料 9,000円

滋賀県収入証紙を受験願書に貼付することによって納付すること。なお、納付した受験手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。

10 合格発表 令和4年11月30日(水)に県庁前掲示板に掲示するほか、本人宛てに通知する。

11 その他 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、試験の実施方法等を変更することがある。その場合は、県ホームページ等に掲載する。

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営愛東外地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和4年8月30日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 縦覧に供する書類 県営愛東外地区土地改良事業(農業競争力強化農地整備事業)変更計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県東近江農業農村振興事務所および東近江市農林水産部農村整備課
- 縦覧期間 令和4年9月9日から令和4年10月12日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和4年10月27日までに審査請求をすることができる。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、甲賀市長 岩永 裕貴から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(レベル1000航空写真撮影、写真地図作成)
- 作業の地域 甲賀市全域
- 作業の期間 令和4年8月30日から令和5年3月31日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 作業の地域 蒲生郡竜王町山面
- 作業の期間 令和4年8月31日から令和4年12月20日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 作業の地域 湖南市西寺一丁目、西寺二丁目、西寺三丁目
- 作業の期間 令和4年9月5日から令和4年12月5日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(地形測量、路線測量、基準点測量)
- 2 作業の地域 長浜市西浅井町菅浦
- 3 作業の期間 令和4年9月5日から令和4年12月30日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、高島市長 福井 正明から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ作成)
- 2 作業の地域 高島市全域
- 3 作業の期間 令和4年9月10日から令和5年2月28日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和4年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 甲賀市甲賀町岩室、土山町前野
- 3 作業の終了日 令和4年8月31日

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

近江八幡市が令和4年9月9日に変更した近江八幡八日市都市計画公園に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年9月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和4年度滋賀県環境監視テレメータシステム賃貸借一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3365
- 3 落札者を決定した日 令和4年8月8日(月)
- 4 落札者の氏名および住所 環境計測株式会社滋賀サービスセンター 所長 池田隆之 大津市大江二丁目1番8号共立ビル1階
- 5 落札金額 24,960,000円(消費税および地方消費税を含まない。)

- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和4年6月28日(火)

土木事務所公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年9月9日

滋賀県東近江土木事務所長 山崎 邦夫

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡日野町大字上駒月1282番地 近持崇嗣	蒲生郡日野町大字上駒月字大平1672番2、1674番、字乙谷1673番1	337.74m ²	令和4.9.1	000547

教育委員会教育長訓令

滋賀県教育委員会教育長訓令第23号

滋賀県教育委員会事務処理規程(平成17年滋賀県教育委員会教育長訓令第18号)の一部を次のように改正する。


令和4年9月9日

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克

第54条第4項中「フラットファイル(別記様式第13号)」を「背見出しシール(別記様式第13号)およびフラットファイル等」に改め、同項ただし書を削り、同条第5項中「整理用文具」を「フラットファイル等」に改める。

別記様式第13号を次のように改める。

様式第13号 (第54条関係)

分 類 コード		
年 度		
ファイル 管理番号		
ファイル名		
事務所		
年度末 文書庫		
年度末 ファイル クローズ		
		
保存番号		
No.		

付 則

この訓令は、令和4年9月9日から施行する。

滋賀県教育委員会教育長訓令第24号

滋賀県立学校事務処理規程（平成17年滋賀県教育委員会教育長訓令第19号）の一部を次のように改正する。


令和4年9月9日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

第36条第4項中「フラットファイル（別記様式第10号）」を「背見出しシール（別記様式第10号）およびフラットファイル等」に改め、同項ただし書を削り、同条第5項中「整理用文具」を「フラットファイル等」に改める。

別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号 (第36条関係)

分 類 コード		
年 度		
ファイル 管理番号		
ファイル名		
事務所		
年度末 文書庫		
年度末 ファイル クローズ		
		
保存番号		
No.		

付 則

この訓令は、令和4年9月9日から施行する。

労 働 委 員 会 訓 令

滋賀県労働委員会訓令第9号

滋賀県労働委員会事務局事務処理規程(昭和63年滋賀県地方労働委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。


令和4年9月9日

滋賀県労働委員会会長 吉 田 和 宏

第33条第3項中「フラットファイル(別記様式第10号)」を「背見出しシール(別記様式第10号)およびフラットファイル等」に改め、同項ただし書を削る。

別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号 (第33条関係)

分 類 コード		
年 度		
ファイル 管理番号		
ファイル名		
事務所		
年度末 文書庫		
年度末 ファイル クローズ		
		
保存番号		
No.		

付 則

この訓令は、令和4年9月9日から施行する。

